

改定の背景・趣旨

○これまで「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(平成29年度～平成31年度)に基づき、児童虐待の「未然防止」「早期対応」「発生後の対応」「体制整備」について、各種の取組を実施してきた。
 ○平成23年からアクションプラン改定及び内容の見直しを続け、5つの柱及び14の主要項目は充実が図られてきた。
 過去の取組内容を検証し、**指標からは更なる取組の必要性があると判断**された。そのため来年度の改定にあたっては、**アクションプランの柱や主要項目は維持したうえ、法改正や国による「緊急総合対策」の内容を踏まえ、児童虐待防止対策に必要な評価指標として30項目を設定**する。第4期プラン改定にあたっては、児童相談所及び市町村における**「体制・専門性強化」に必要な「組織づくり・しくみづくり」「ひとづくり」**の視点のほか、「**最善の養育環境の保障と自立支援の推進**」の視点を加え、各種事業を実施していく。

改定の視点

<前プランの視点>

◆虐待の発生要因を「探る」

- ・虐待をおこすリスク要因の分析
- ・重症事例の検証

◆虐待発生後の子どもと家庭を「支える」

- ・保護者への「寄り添い型」支援
- ・子どもの自立を支援

◆未然防止・早期対応の取組を「継続・充実・定着」

- ・市町村への支援、連携の強化
- ・関係機関との連携の強化

◆虐待の発生要因を「深く探る」

- ・**(検証後の支援の見直し等)**
- ・支援が長期化している事例の把握と支援の見直し
- ・周知した検証結果報告書の提言内容に関する取組について推進状況を把握する。

◆「連携」と「役割分担の明確化」を図るため、関係機関との「理解とつながり」を深める

- ・市町村における体制整備状況等の調査と支援
- ・関係機関職員同士の人事交流促進
- ・福祉・保健・教育、警察、司法等の機関との連携強化

◆妊産婦等の子育て家庭や児童への支援を切れ目なく「つなげる」

- ・予期しない妊娠や思いがけない妊娠相談への適切な対応
- ・訪問型(アウトリーチ)支援の推進
- ・施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充
- ・里親啓発推進と支援者支援職員の拡充

<追加する視点>

◆関係機関における「組織づくり・しくみづくり」

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置推進
- ・児童相談所との多機関連携と情報共有のルール化推進

◆児童相談所と市町村の「ひとづくり」

- ・「児童福祉司」及び「児童心理司」の計画的な育成
- ・市町村職員を対象にした研修事業・支援事業の推進

◆最善の養育環境の保障と自立支援の推進

- ・「里親推進」のための事業実施
- ・「自立支援」のためのケアの充実

アクションプランの充実

計画期間・進行管理

- 計画期間:令和2年度～令和4年度(3カ年間)
- 進行管理:毎年度、評価指標の状況等を公表。外部委員で構成する「奈良県子どもを虐待から守る審議会」において、実施状況等を報告

具体的な取組

※ 取組の実施主体についてはカッコ内に記載 例:【県】

(施策の柱Ⅰ) 虐待の実態把握と要因分析

- 1 児童虐待の実態等の検証
 - ・虐待相談の実態調査・要因分析【県】
 - ・重症事例等の検証【県】
- 2 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し
 - ・支援が長期化している事例の実態把握【県】
 - (2年以上個別検討会議が実施されていない在宅支援ケースの把握)
- 3 検証結果報告書の活用状況の把握
 - ・検証結果報告書の提言内容に関する取組の推進状況の把握【県】
 - (毎年度、提言内容の取組に関する進捗を把握し推進を図る)

(施策の柱Ⅱ) 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり

- 1 地域における見守り活動の強化
 - ・地域における子育て支援の充実【県、市町村】
 - ・民生委員・児童委員活動の強化【県】
- 2 啓発活動の推進
 - ・地域で子育て家庭を見守る意識の醸成【県】
 - ・オレンジボンキャンペーン等による県民への啓発【県、市町村】
 - ・若年者を対象とした啓発活動の推進【県】
 - ・「体罰によらない子育て」に関する広報・啓発【県】
 - ・里親及びファミリーホーム設置数向上のための啓発活動の推進【県】

(施策の柱Ⅲ) 虐待の予防と早期の対応

- 1 母子保健活動との連携強化
 - ・妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援【県、市町村】
 - (子育て世代包括支援センター設置推進、予期しない妊娠相談に対応する研修実施等)
 - ・医療機関と連携した支援【県、市町村】
- 2 子育て支援の充実
 - ・養育力を高めるための子育てプログラムの推進【県、市町村】
 - ・学校における予防教育の推進【県】
 - ・子育て支援事業の充実【県、市町村】
 - ・訪問型(アウトリーチ型)子育て家庭支援の推進【県、市町村】
- 3 虐待通報対策の充実・強化
 - ・県と市町村のリスクアセスメントの共通化【県、市町村】
 - ・通報受理時の情報の共通化【県】
- 4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化
 - ・要保護児童対策地域協議会の活性化【県】

(施策の柱Ⅳ) 虐待を受けた子どものケアと家庭への支援

- 1 一時保護の機能充実
 - ・一時保護所の機能の充実【県】
- 2 社会的養護における体制の充実
 - ・都道府県社会的養育推進計画の推進【県】
 - ・里親委託・里親支援推進のためのフォスティング機能強化【県】
 - (里親育成のための研修、児童を委託している里親への支援等実施)
- 3 被虐待児等へのケアの充実
 - ・児童養護施設等におけるケア機能の充実【県、施設設置者】
 - (施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の推進)
- 4 家族の再統合、子どもの自立への支援
 - ・家族の再統合に向けた支援【県】
 - ・家庭復帰後の支援・見守り体制の充実【県、市町村】
 - ・施設等の入所児童に対するインケア・自立支援の充実【県、施設設置者】
 - ・施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充【県】
 - (退所児童を孤立させず自立を支えるため、必要な経済的・心理的支援を実施する)

(施策の柱Ⅴ) 子どもと家庭を支援する体制づくり

- 1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化
 - ・福祉・保健・教育、警察、司法等の児童に関わる連携強化【県】
 - 警察・市町村・こども家庭相談センターとの連携強化【県、市町村】
 - 警察・司法・こども家庭相談センターとの連携強化【県】
 - (臨検・捜索に係る合同研修の実施、子どもの心理的負担を軽減する面接研修等)
 - ・県と市町村の役割分担【県、市町村】
 - ・情報提供に関するルール共有化【県】
 - (個別ケース検討会議の実施基準、転居時等の情報提供方法等のルール化)
 - ・市町村職員とこども家庭相談センター職員との人事交流促進【県、市町村】
 - (関係機関の相互理解を図り、連携と役割分担の明確化を図るため職員派遣を実施)
- 2 市町村の組織体制の充実・強化
 - ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進【県、市町村】
 - ・虐待相談対応の組織・体制の整備【市町村】
 - ・職員の専門性の向上【県、市町村】
 - ・市町村における相談支援体制の整備状況に関する実態調査と支援【県】
- 3 県の組織体制の充実・強化
 - ・虐待相談対応の組織・体制の整備【県】
 - ・職員の専門性の向上【県】
 - ・市町村研修担当職員・里親支援員等の支援者支援の拡充【県】
 - (市町村職員・里親等の支援者への研修と、支援者への相談支援を実施する体制を拡充)